

目 次

第1章 砂防指定地の指定について 1

1 指定の意義 / 1

2 指定の手続き / 3

第2章 砂防指定地指定の基準、方法等 5

1 指定基準について / 5

2 指定に必要な土地に係る調書の提出について / 13

3 指定方法について / 13

4 砂防指定地の範囲等に関する住民への周知について / 15

5 指定の解除について / 16

6 提出する調書の様式等及び編集順序について / 16

第3章 告示文例と指定方法 32

第4章 質疑 54

巻末資料 例規 巻末 1

1 法令

- ・砂防法 / 巻末 3
- ・砂防法施行規程 / 巻末 18
- ・砂防指定地台帳等整備規則 / 巻末 21
- ・砂防法第44条及び砂防法施行規程第8条ノ4の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する職権を定める省令 / 巻末 26

2 通知

① 砂防指定地の指定

- ・砂防指定地の編入及び地すべり等防止区域の指定のための申請について (昭35.8.22 建河発565) / 巻末 27
- ・砂防指定地の編入及び砂防工事の施行区域等の告示のための申請について (昭35.8.22 建河発565の2) / 巻末 28
- ・砂防指定地の編入について (昭41.4.20 建河砂発69) / 巻末 28
- ・砂防指定地指定要綱について (平元.9.12 建河砂発58) / 巻末 29
- ・砂防指定地の指定について (平7.10.11 建河砂発47) / 巻末 38
- ・砂防指定地の指定及び砂防工事の施行区域等の告示について (平7.10.11 建河砂発48) / 巻末 38
- ・国有林野を砂防指定地に指定する場合の取扱い等について (昭45.3.20 45-441) / 巻末 39
- ・砂防指定地の指定等に係る進達について (平5.12.8 建河砂発73) / 巻末 40
- ・砂防指定地に対する固定資産評価額の減額措置の実施について (平8.12.24 建河砂発47) / 巻末 40
- ・砂防指定地に対する固定資産評価額の減額措置について (平11.4.30 建河砂発27)

- ／巻末 42
- ② 行為制限等
 - ・河川及び砂防指定地等の取締について (昭27.3.7 発河14) / 巻末 44
 - ・砂防指定地等管理の強化について (昭39.8.13 建河発399) / 巻末 45
 - ・建設大臣が行なう砂防工事等に影響がある処分等の取扱規程 (昭40.4.22 建設省訓3) / 巻末 46
 - ・砂防指定地内の行為の許可について (昭44.3.7 建河砂発10) / 巻末 46
 - ・砂防指定地等の管理の強化について (昭45.9.21 建河砂発83) / 巻末 47
 - ・砂防設備の安全管理について (昭46.11.11 建河砂発99) / 巻末 47
 - ・砂防指定地における土砂採取について (昭48.6.8 建河砂発33) / 巻末 48
 - ・砂防指定地標識の設置について (昭52.7.2 建河砂発39) / 巻末 48
 - ・砂防指定地標識設置要領 / 巻末 49
 - ・砂防指定地管理規則の適正化について (平6.4.7 建河政発17・建河砂発19) / 巻末 55
 - ・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (抄) (平6.9.30 建河政発52) / 巻末 56
 - ・行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について (抄) (平6.9.30 建河政発53・建河治発73・建河開発118・建河砂発50) / 巻末 60
 - ・砂防ダム等砂防設備の発電への利用について (合意メモ) (昭59.6.15) / 巻末 66
- ③ 砂防指定地台帳等の調製
 - ・砂防設備台帳等の整備の促進について (昭36.12.11 建河発653) / 巻末 67
 - ・砂防設備台帳等の整備の促進について (昭36.12.11 建砂184) / 巻末 67
 - ・砂防指定地台帳等の整備の促進について (平12.3.23 建河砂発20) / 巻末 68
 - ・砂防指定地台帳等の整備の促進について (平12.3.23 建河砂発21) / 巻末 69

2 指定に必要な土地に係る調書の提出について

砂防指定地の指定は、砂防法上はあくまでも国土交通大臣の裁量により行われるものであるが、都道府県知事は、実際の土地の状況等について熟知しており、指定地が指定された後はその土地を監視する責務を有することから、実務として、砂防指定地として指定する必要がある土地について、その土地の状況等について必要な調書を大臣に提出することとしているものである。

3 指定方法について

砂防指定地として進達される土地は河川ではなく、一定の区域を持つ土地である。

土地の状況は箇所毎に複雑であるので、面指定、線指定、標柱指定の一方法あるいは組み合わせにより、現況に即した指定方法

問 3

砂防指定地の指定調書の提出をする前に土地所有者等の同意を得る必要があるか。

答

砂防設備を設置する土地については、用地買収が必要となることが多いので、指定の前あるいは指定後速やかに土地所有者等の了解を得ることが望ましい。

これに対し砂防設備の設置が予定されていない行為制限地については、事前の同意は法的要件とはなっていないが、一定の行為制限がかかることから、市町村等の協力も得つつ、同意が得られるよう努める必要がある。また、指定後速やかに指定地標識を設置し、公報等により関係図書閲覧の周知を図るなど、土地所有者等が自己の権利に係る土地が指定地に含まれることを理解できるよう努めなければならない。